



許可番号 第00120009491号

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)12月5日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月12日

## 1. 事業の範囲

破碎（汚泥、金属くず（以上2種類は廃乾電池を含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のないものに限る。）であるものを含む。）、  
せん断（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、  
分離（廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、  
切断（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））、廃プラスチック類（廃漁網に限る。））、  
破碎及び圧縮固化（廃プラスチック類（廃漁網に限る。））、  
圧縮（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず）、  
破碎及び減容（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。））、  
圧縮梱包（廃プラスチック類）。  
以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

第2面、第3面、第4面に記載のとおり。以下余白。

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4. 許可の更新又は変更の状況

第5面に記載のとおり。以下余白。

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 審・無



(第2面)

## 産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120009491号  
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目747番

設置年月日 平成30年(2018年)3月6日

処理能力 (廃プラスチック類)  
96.8t/日(8時間)、12.1t/時間  
(金属くず)  
48t/日(8時間)、6t/時間  
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)  
203.2t/日(8時間)、25.4t/時間

許可年月日 平成30年(2018年)2月13日

許可番号 石環生第4521号

施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設1

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7

設置年月日 平成7年(1995年)12月28日

処理能力 240t/日(8時間)、30t/時間

許可年月日 (廃プラスチック類)  
平成7年(1995年)11月8日  
(木くず、がれき類)  
平成13年(2001年)4月27日

受付番号 (廃プラスチック類)  
当保衛第188-17号  
(木くず、がれき類)  
石環生第160-11号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設2

設置場所 石狩市新港中央三丁目747番

設置年月日 平成30年(2018年)3月6日

処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。))の破碎施設1)

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7

設置年月日 平成20年(2008年)4月18日

処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの分離施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7

設置年月日 平成18年(2006年)10月30日

処理能力 4.32t/日(8時間)、0.54t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))の切断施設1

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7

設置年月日 平成31年(2019年)4月19日

処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの破碎施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8

設置年月日 令和6年(2024年)3月16日

処理能力 16.0t/日(8時間)、2.0t/時間

許可年月日 令和6年(2024年)1月5日

許可番号 石環生第3751号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8

設置年月日 令和6年(2024年)3月16日

処理能力 22.4t/日(8時間)、2.8t/時間

許可年月日 令和6年(2024年)1月5日

許可番号 石環生第3752号

施設の種類 廃プラスチック類(箔包ストロールに限る。)の破碎及び減容施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7

設置年月日 令和6年(2024年)4月1日

処理能力 0.4t/日(8時間)、0.05t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮梱包施設

設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8

設置年月日 令和6年(2024年)10月1日

処理能力 29.84t/日(8時間)、3.73t/時間

施設の種類 廃泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設3

設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1

設置年月日 平成30年(2018年)8月1日

処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。))の破碎施設2)

設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1

設置年月日 平成17年(2005年)9月5日

処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))の切断施設2

設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1

設置年月日 平成31年(2019年)4月19日

処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずの圧縮施設

設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1

設置年月日 令和5年(2023年)10月1日

処理能力 70.90t/日(8時間)、8.86t/時間

第3面へ続く。以下余白

許可番号 第00120009491号  
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずのせん断施設1	施設の種類	石狩受保3
設置場所	室蘭市東町3丁目1番9号	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日	平成16年(2004年)1月20日	面積	31.5m <sup>2</sup>
処理能力	80t/日(8時間)、10t/時間	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。)) )。
施設の種類	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずのせん断施設2	保管上限	95.04m <sup>3</sup>
設置場所	釧路市星が浦南3丁目2番9	施設の種類	石狩受保4
設置年月日	平成29年(2017年)12月1日	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7
処理能力	95.2t/日(8時間)、11.9t/時間	面積	27.00m <sup>2</sup>
施設の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	種類	・廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃コンデンサー等)。
設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1	保管上限	27.00m <sup>3</sup>
設置年月日	平成16年(2004年)12月4日	施設の種類	石狩受保5
処理能力	(廃プラスチック類) 4.48t/日(8時間)、0.56t/時間 (金属くず) 4.80t/日(8時間)、0.60t/時間 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 4.88t/日(8時間)、0.61t/時間	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7
施設の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。(廃蛍光管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。)) )の破碎施設	面積	480.84m <sup>2</sup>
設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1	種類	・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(廃業務用冷蔵庫)。
設置年月日	平成19年(2007年)10月16日	保管上限	866.45m <sup>3</sup>
処理能力	6.00t/日(8時間)、0.75t/時間	高さ	7.20m
施設の種類	廃プラスチック類(廃漁網に限る。)の切断施設	施設の種類	石狩受保6
設置場所	苫小牧市晴海町43番地64号	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日	令和4年(2022年)3月18日	面積	8.55m <sup>2</sup>
処理能力	4.80t/日(16時間)、0.30t/時間	種類	・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃乾電池)。
施設の種類	廃プラスチック類(廃漁網に限る。)の破碎及び圧縮固化施設	保管上限	4.50m <sup>3</sup>
設置場所	苫小牧市晴海町43番地64号	施設の種類	石狩受保7
設置年月日	令和4年(2022年)3月18日	設置場所	石狩市新港中央三丁目747番
処理能力	4.80t/日(16時間)、0.30t/時間	面積	26.40m <sup>2</sup>
施設の種類	石狩受保1	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7	保管上限	82.92m <sup>3</sup>
面積	304.24m <sup>2</sup>	高さ	4.04m
種類	・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。	施設の種類	石狩受保8
保管上限	1,225.68m <sup>2</sup>	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7
高さ	5.90m	面積	1.20m <sup>2</sup>
施設の種類	石狩受保2	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))。
設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7	保管上限	1,80m <sup>2</sup>
面積	12.00m <sup>2</sup>	施設の種類	石狩受保9
種類	・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。	設置場所	石狩市新港中央三丁目750番8
保管上限	3.37m <sup>2</sup>	面積	22.50m <sup>2</sup>
高さ	0.75m	種類	・廃プラスチック類、金属くず。

第4面へ続く。以下余白。

許可番号 第00120009491号  
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類	石狩受保10	施設の種類	釧路受保1
設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7、 750番8	設置場所	釧路市星が浦南3丁目2番9
面積	10.50m <sup>2</sup>	面積	22.50m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類。 保管上限 9.19m <sup>3</sup> 高さ 1.50m	種類	・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず。 保管上限 21.09m <sup>3</sup> 高さ 1.25m
施設の種類	石狩受保11	施設の種類	森受保1
設置場所	石狩市新港中央三丁目750番7、 750番8	設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1
面積	12.25m <sup>2</sup>	面積	52.80m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類。 保管上限 5.60m <sup>3</sup> 高さ 1.75m	種類	・廃プラスチック類。 保管上限 70.40m <sup>3</sup> 高さ 2.00m
施設の種類	十勝受保1	施設の種類	森受保2
設置場所	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1	設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1
面積	1.50m <sup>2</sup>	面積	18.06m <sup>2</sup>
種類	・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池）。 保管上限 0.50m <sup>3</sup>	種類	・金属くず。 保管上限 6.26m <sup>3</sup> 高さ 1.00m
施設の種類	十勝受保2	施設の種類	森受保3
設置場所	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1	設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1
面積	37.13m <sup>2</sup>	面積	18.06m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。 保管上限 35.99m <sup>3</sup> 高さ 1.50m	種類	・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。 保管上限 6.26m <sup>3</sup> 高さ 1.00m
施設の種類	十勝受保3	施設の種類	森受保4
設置場所	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1	設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1
面積	5.00m <sup>2</sup>	面積	2.98m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。 保管上限 2.00m <sup>3</sup>	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。 保管上限 2.53m <sup>3</sup>
施設の種類	十勝受保4	施設の種類	森受保5
設置場所	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1	設置場所	茅部郡森町字赤井川197番地1
面積	64.78m <sup>2</sup>	面積	1.41m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。 保管上限 163.27m <sup>3</sup> 高さ 4.45m	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。 保管上限 1.17m <sup>3</sup>
施設の種類	十勝受保5	施設の種類	苫プラ受保1
設置場所	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1	設置場所	苫小牧市晴海町43番地64号
面積	1.50m <sup>2</sup>	面積	136.50m <sup>2</sup>
種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））。 保管上限 0.50m <sup>3</sup>	種類	・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。 保管上限 379.05m <sup>3</sup>
施設の種類	室蘭受保1	施設の種類	苫プラ受保2
設置場所	室蘭市東町3丁目1番9号	設置場所	苫小牧市晴海町43番地64号
面積	32.50m <sup>2</sup>	面積	123.00m <sup>2</sup>
種類	・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。 保管上限 9.82m <sup>3</sup> 高さ 0.625m	種類	・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。 保管上限 239.40m <sup>3</sup>

以下余白。

許可番号 第00120009491号  
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

平成 5 年(1993年) 9 月 13 日	許可の更新
平成 10 年(1998年) 9 月 13 日	更新時変更許可(破碎(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)の追加。)
平成 15 年(2003年) 9 月 13 日	変更許可(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車))、せん断(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成 16 年(2004年) 4 月 22 日	変更許可(分離(廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
平成 18 年(2006年) 12 月 6 日	変更許可(破碎(汚泥)の追加、圧縮(廃自動車)の廃止。)
平成 20 年(2008年) 7 月 24 日	許可の更新
平成 20 年(2008年) 11 月 28 日	事業の一部廃止届出(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の廃止。)
平成 25 年(2013年) 8 月 9 日	許可の更新
平成 25 年(2013年) 11 月 29 日	変更許可(切断(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))の追加。)
令和 元 年(2019年) 6 月 1 日	許可の更新
令和 2 年(2020年) 9 月 13 日	変更許可(切断(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、破碎及び圧縮固化(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))の追加。)
令和 4 年(2022年) 4 月 20 日	変更許可(圧縮(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)の追加。)
令和 5 年(2023年) 12 月 9 日	変更許可(破碎及び減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))の追加。)
令和 6 年(2024年) 6 月 11 日	変更許可(圧縮梱包(廃プラスチック類)の追加。)
令和 6 年(2024年) 12 月 5 日	

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地  
 氏 名 株式会社鈴木商会  
 代表取締役 駒谷 儕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克



許可の年月日 令和6年6月5日  
 許可の有効年月日 令和7年7月11日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 圧縮

- ア 廃プラスチック類
- イ 金属くず
- ウ ガラスくず、コンクリートくず（（瓦礫、礫石類、粗粒瓦等を含む））及び陶磁器くず

(2) 選別（廃OA機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）

- ア 廃プラスチック類
- イ 金属くず
- ウ ガラスくず、コンクリートくず（（瓦礫、礫石類、粗粒瓦等を含む））及び陶磁器くず

(3) 選別（廃乾電池及び廃小型充電式電池に限る。）

- ア 汚泥
- イ 廃プラスチック類
- ウ 金属くず

(4) 破碎

- ア 廃プラスチック類

ただし、(1)、(2)及び(4)については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。(3)については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。



2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
(1) 圧縮	西区発寒15条13丁目1020番地183、184	平成8年7月12日	160 t/日
(2) 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成13年11月22日	5.8 t/日
	西区発寒16条13丁目1020番地258	平成17年1月6日	7.6 t/日
(3) 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	令和6年6月5日	0.42 t/日
(4) 破碎	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成23年6月30日	1.375 t/日

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 7月 12日	新規許可
平成 13年 7月 12日	更新許可
平成 13年 1月 22日	変更許可（上記1(2)の追加）
平成 18年 7月 12日	更新許可
平成 23年 7月 12日	更新許可（優良認定）
平成 25年 4月 11日	変更許可（上記1(4)の追加）
平成 30年 7月 12日	更新許可（優良認定）
令和 元年 10月 4日	変更届（上記2(2)の選別施設の一部廃止（東区東苗穂2条1丁目5番1号））
令和 6年 6月 5日	変更許可（上記1(3)の追加）

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求することができます。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴え提起することもできます。

# 非管理版

別記様式26-2（規則様式第9号の2）

許可番号第05020009491号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

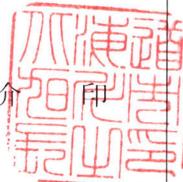
氏 名 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを  
証する。

旭川市長 今津 寛介



許 可 の 年 月 日 令和6年12月14日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和13年12月14日

### 1 事業の範囲

**切断**（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）。以下余白。

### 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 **金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの切断施設**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

設置年月日 平成31年3月7日

処理能力 （金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）  
200t／日（8時間）、25t／時間

施設の種類 **保管場所1**

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

面積 18m<sup>2</sup>

種類

・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。

保管上限 5.6m<sup>3</sup>

高さ 0.8m

### 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月15日 許可の更新

平成25年 4月25日 優良基準適合確認

平成28年 5月11日 変更許可 (圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。) 及び切断(廃プラスチック類)の追加)

平成29年12月15日 許可の更新

平成31年 3月18日 事業の一部廃止(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。) 及び切断(廃プラスチック類)の廃止)

令和 6年12月14日 許可の更新

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ~~一~~ 無

(日本産業規格 A列4番)